

2020年3月27日

岡山県知事 伊原木隆太 様
岡山県教育長 鍵本芳明 様

日本共産党岡山県委員会
委員長 植本完治
日本共産党岡山県議会議員団
団長 須増伸子

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

新型コロナウイルス感染症の影響が広い範囲に及ぶなか、その対策に全力をあげておられる皆様に敬意と感謝を申し上げます。

長期にわたる「自粛」に対する不安と不満、各種事業者への深刻な影響、岡山市内での発症者確認という新たな事態に加え、新年度・新学期を前にした対応など様々な声が寄せられています。また国内では、都市部を中心に感染源が特定できない患者が増えています。春休み期間中の人の往来もあり、岡山県でも一層緊迫感をもった対応が求められます。

いまこそ「住民の福祉向上」という地方自治の精神を発揮し、国や関係機関にも必要な対応を求めながら力を尽くしていただきますようお願いいたします。具体的事項について以下緊急要望させていただきます。

記

- 1、引き続き、相談、検査、医療等の体制を強化すること。
 - ① 感染者の行動履歴などを確認し、必要な情報を公開することは、感染防止のうえで重要であることは言うまでもありません。このことで、個人が特定されたり、差別を生んだり、デマ情報が拡散されたりすることのないよう注意を払うこと。
 - ② 渡航歴の有無や受診時の発熱の有無などPCR検査の要件を機械的に判断せず、一部でも症状を訴える人はできるだけ検査できるようにすること。
 - ③ 様々な相談に十分対応ができるよう、「帰国者・接触者相談センター」の体制を強化・充実させること。
 - ④ 医師や看護師をはじめとする医療機関の人員確保、検査体制を強化・拡充できるよう関係機関に働きかけること。
 - ⑤ マスクをはじめとする衛生資材について、医療機関はもちろんのこと、障害者や難病の方などが利用している施設にも提供できるようにすること。

2、国保料滞納者等への対応を適切におこなうこと。

- ① 国民健康保険の資格証明書が発行されている方が検査・受診をためらうことのないよう、短期保険証を迅速に送付するよう各保険者に徹底すること。
- ② 収入が減少した市民や自営業者の国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免が適用できるよう各保険者に要請すること。その際の財政支援を国に求めるとともに、県としても検討すること。

3、春休み後の学校について

- ① 文部科学省の指針が出されたが、その実施を学校任せにせず県教育委員会としてもしっかり支援し、現場と一体になって児童・生徒が安心安全な学校生活を送ることができるようとりくむこと。
- ② 児童・生徒、保護者が見通しを持てるよう、現時点で想定できるスケジュールを明らかにすること。
- ③ 特別な配慮が必要な児童・生徒への支援、医療的ケアなど、学校現場において十分な対応ができるよう支援すること。
- ④ 全国および県学力テストは中止し、休校となった3月の学習を補う時間に充てること。
- ⑤ 休校判断をせざるを得なくなった場合の対応について、一斉休校の教訓をふまえ予め検討しておくこと。

4、県民の生活・地域の産業を守るために

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響は広範囲に及んでいることをふまえ、関係する部署がそれら影響を掌握するとともに、生活、雇用、生業など県民の相談を受け付ける総合相談窓口を設けること。
- ② 新型コロナウイルス感染症を理由にした解雇、内定取り消しがおこなわれないよう労働局とも連携したとりくみを実施すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症を理由にした下請けへの単価引き下げ、不当な要求がおこなわれないよう関係機関とも連携したとりくみを実施すること。
- ④ 国の支援策について、ホームページ等も活用し分かりやすく広報すること。
- ⑤ 生じている影響に対して国の制度が不十分な場合は、国にその充実・改善等を求めるとともに、県としての支援策も積極的に検討すること。
たとえば、・融資は無利子・無担保・無保証にすること。

- ・経営や雇用の持続のための補助制度を構築すること。特に固定費（家賃・水光熱費・法定福利費など）への補助をおこなうこと。
 - ・雇用調整助成金の10割支給されるよう国に働きかけること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ緩和された生活福祉資金貸付（緊急小口資金、総合支援資金）は、柔軟に対応すること。制度を幅広く周知すること。
- ⑦ 影響を受けた市民と事業者に対し、公共料金や税等の減免を行うこと。相談窓口を設置し、丁寧に相談に応じるとともに、納税緩和措置も積極的に活用すること。
- ⑧ 県で働く非正規職員で、新型コロナウイルス感染症の影響で休業せざるを得なくなったすべての職員に、現給保障の考え方に立って賃金を支給すること。
- ⑨ 県が業務委託や指定管理をしている施設等においても、その施設や事業等は県が責任を持って運営・維持すべきものである。その考え方に立って、委託先や指定管理先で解雇・雇止めや減給がないか確認し、問題があれば是正させること。そのため、新型コロナウイルス感染症を理由にした委託料や指定管理料等の削減はおこなわないこと。イベント自粛等により指定管理者等の収入が減少している場合はその補償をおこなうこと。

以上